

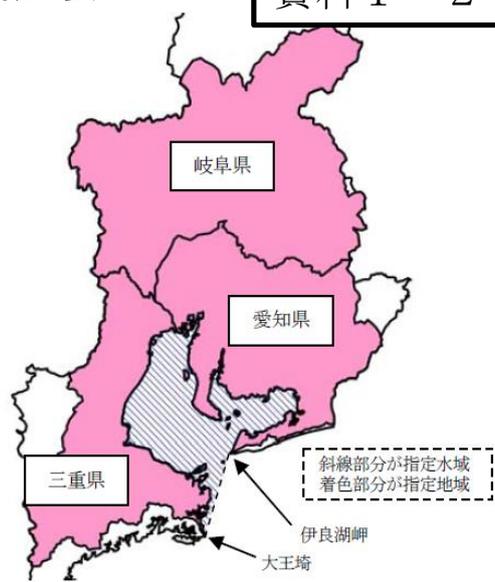
# 総量削減制度の概要

資料 1 - 2

1 法的根拠  
水質汚濁防止法第4条の2、第4条の3、第4条の4、第4条の5

2 総量削減とは  
水質の総量削減制度は、人口、産業等が集中し汚濁が著しい広域的な閉鎖性水域について、一律排水基準等のみによっては水質環境基準の確保が困難である場合、当該水域の水質に影響を及ぼす汚濁負荷量を全体的に削減しようとする制度であり、S53年に水質汚濁防止法等の一部改正により導入され、S54年以降、8次にわたり実施されています。

- 【指定水域】 東京湾、伊勢湾(愛知県、岐阜県、三重県)、瀬戸内海
  - 【指定項目】 化学的酸素要求量 (COD)、窒素含有量 (N)、りん含有量 (P)
  - 【指定地域※】 指定水域に流入する汚濁発生源を有する地域
- ※指定地域：岐阜県は40市町村が対象

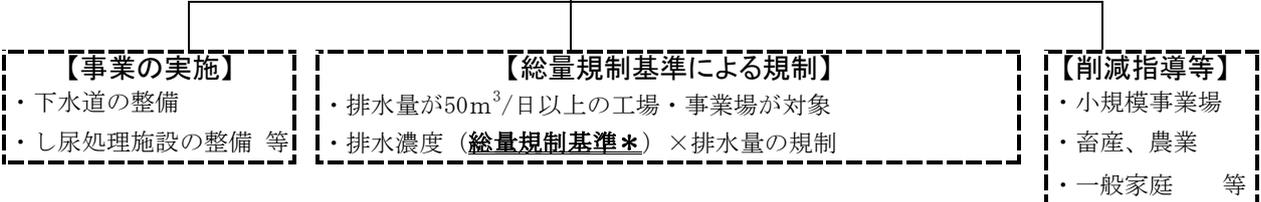


(県内総量規制対象外地域)  
飛騨市、白川村、郡上市白鳥町石徹白、郡上市高鷲村大字ひるがの、中津川市旧山口村、及び旧久々野町、朝日村、高根村を除いた高山市内町域

## 3 総量削減計画と総量規制基準

**【総量削減基本方針】(法第4条の2)**  
 ・指定水域ごとに環境大臣が策定 (「第9次総量削減基本方針 (伊勢湾)」策定 令和4年1月24日付)  
 ・目標年度、削減目標量、削減に関する基本的事項

**①【総量削減計画】(法第4条の3)**  
 ・総量削減基本方針に基づき、都府県ごとに知事が策定  
 ・発生源別 (生活系、産業系、その他系) の削減目標量  
 ・削減目標量の達成の方途  
 ・その他汚濁負荷量の総量の削減に関し必要な事項



**② \* 総量規制基準 (法第4条の5)**  
 算出式  $L=C(mg/L) \times Q(m^3/日) \times 10^{-3}$   
 L: 1日あたりに許容される汚濁負荷量      Q: 1日あたりの排出水量  
 C (総量規制基準\*): 環境大臣が業種の区分ごとに定める濃度の範囲内で知事が定める値

⇒本審議会の審議項目は2つ ①総量削減計画の策定 及び ②総量規制基準の設定